

反社会的勢力への対応に関する規程

〔平成27年7月28日〕
規程第5号

改正 平成27年9月30日規程第9号

改正 令和2年1月27日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）における反社会的勢力との一切の関係を遮断するための対応に係る基本方針等を定め、もって機構における反社会的勢力による被害を防止するとともに、コンプライアンスの推進を通じて、機構の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「反社会的勢力」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員（既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。）を含む。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人

(反社会的勢力への対応に係る基本方針)

第3条 機構は、反社会的勢力と一切の関係を持たないものとする。

2 機構は、反社会的勢力からの不当要求に一切応じないものとし、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携しつつ、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとする。

3 機構は、反社会的勢力に対応する役員及び職員（任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下「役職員」という。）の安全を確保するものとする。

(反社会的勢力の契約等からの排除)

第4条 機構は、別に定めるところにより、反社会的勢力と契約を締結しないものとする。

2 機構は、別に定めるところにより、契約締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合は当該契約を解除する旨の条項を契約書に盛り込むこととする。

3 前2項のほか、機構は、別に定めるところにより、その行う業務の相手方から反社会的勢力を排除することとする。

4 前3項に規定する契約等からの排除に当たり、排除する反社会的勢力を別に定めている場合においては、第2条の規定にかかわらず、当該別に定める反社会的勢力を排除することとする。

(その他反社会的勢力への対応)

第5条 前条のほか、役職員は、反社会的勢力への対応については、第3条に定める基本方針にのっとり、リスク管理規程（平成23年3月31日規程第15号）第2条第1号に規定するリスクとして、リスク管理規程に基づき、組織的に対応するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、反社会的勢力への対応に関し必要な事項は、リスク管理規程第11条の規定に基づき、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第9号）

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則（令和2年1月27日規程第5号）（抄）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。